国名

ガイアナ

在外公館名

在トリニダード・トバゴ大使館(ガイアナ兼轄)

情報確認年月日

2019年7月26日

医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要(☑は該当)

- 口持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。
- □事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。
- ☑渡航前に準備が必要な書類がある。
- □ (滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず) 持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。
- 口持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。
- 口その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。

医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容

- ガイアナの食品医薬品法 (The Food and Drug Act, 1977) には、渡航者の個人使用を目的とする処方薬に関する規定はないが、食品医薬品部の政府担当官 (The Government Analyst, Food and Drug Department) が税務当局、税関とともに、税関申告時に商業目的か個人使用目的かの確認を行う。
- 医療用の麻薬及び向精神薬を含め、医薬品を自己の疾病の治療で携帯して入国する場合には、自己の疾病の治療目的であることを、英訳された処方せんや処方薬の説明書、旅行日程(滞在日数)等を示すことにより説明することが必要と思料される。
- O また、入国手続時の担当官(税関等)の認識により、質問事項や必要書類(処方せん)への理解等が異なることが考えられ、担当部署に事前に問い合わせることもトラブルを避けるために推奨される。

(参考) ガイアナ政府担当部局

The Government Analyst - Food and Drug Department (GA-FDD), Ministry of Health

(ウェブサイト: gafdd. gy)

連絡先(E メールアドレス): gafddgy@gmail. com

渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ
なし
参考情報